

第 1 章

基本的考え方

1 計画の趣旨

船橋市では、平成10年3月に障害のある人を取り巻くさまざまなバリア（障壁）の除去と社会参加を目的として、「船橋市障害者施策に関する計画」（平成9年度～18年度）を策定しました。

その後、平成15年4月の支援費制度への制度変更を受け、平成16年3月に計画の一部見直しを行い、「船橋市障害者施策に関する計画（改訂版）」（平成15年度～19年度）を策定し、施策の推進を図ってきましたが、この計画が平成19年度で期間満了を迎えました。

この間、平成18年度に「障害者自立支援法」が施行され、従来の支援費制度で問題とされていた障害種別ごとに行われていたサービス利用の仕組みを一元化し、制度を長く維持するため、利用者に利用量と所得に応じた負担を求めるとともに、国や自治体の費用負担をルール化することに加え、就労支援の強化、支給決定の仕組みの透明化・明確化など、障害者施策の抜本的な見直しが行われました。

また、平成17年4月の「発達障害者支援法」の施行、平成19年4月から「特別支援教育」の実施、平成19年7月の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の施行等、新たな施策への対応も求められています。

この他にも、平成18年4月の「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正や、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の制定により就労や生活環境の面においても改善が図られています。

これらのことから、障害のある人を取り巻く社会環境が大きく変化していることを踏まえ、障害者施策の積極的な推進を図るために、新たに第2次計画として、本計画を策定するものです。

2 策定方法

今回の策定は前計画である「船橋市障害者施策に関する計画（改訂版）」を引き継ぐ第2次計画であることから、第1次計画（改訂版）の理念を踏まえ、新たな計画を策定することとしました。

今回の計画策定に際し、「第2次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を設置し、第1次計画（改訂版）策定時に設置した庁内組織であるバリアフリー庁内連絡会議で計画を担当する「障害者施策に関する計画策定分科会」との連携を図り、平成19年8月より策定作業を開始しました。

また、計画の策定に先立ち、幅広く市民、関係者の声を反映するために「船橋市障害者計画基礎調査」及び障害者団体への意見照会を実施し、実情と要望の把握に努めました。

- 1 「第2次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」は、当事者団体代表や障害者相談員、障害福祉に関する事業者、学識経験者、市民代表などから選出された外部委員22名、関係部署の局長・部長及び公共職業安定所で構成される内部委員5名、合計27名となっています。
- 2 「障害者施策に関する計画策定分科会」は、計画を所管する43課で構成されており、策定委員会との連携を図っています。

3 計画の基本理念

平成10年に策定した第1次計画においては、国際障害者年(1981年)のテーマであり、その後の我が国の障害者施策の基本ともなっている「完全参加と平等」の実現を目的として、障害のある人が地域社会の中で普通の生活ができることを目指す「ノーマライゼーション」の理念と、障害のある人が自立するために適切な支援を行い、個人の尊厳の確保を目指す「リハビリテーション」を基本理念として計画の推進を図りました。

第1次計画(改訂版)においては、個人の尊厳を基本とし、施設福祉から地域社会での自立を目指した支援費制度という自己決定と選択による契約制度へと変化したことを踏まえ、第1次計画の理念のもとに、共に支えあう地域社会の中で、市民一人一人が「自分の生き方を地域で自分らしく実現できる社会」を目指すことを基本理念としました。

今回の第2次計画の策定にあたっては、第1次計画及び第1次計画(改訂版)の理念を踏まえつつ、「障害者自立支援法」の目的として「障害のある人もない人も安心して暮らすことができるような地域をつくること」が示されたことを受け、計画の基本的な考え方を表す基本理念を下記のとおりとしました。

本計画の基本理念

障害のある人がその障害の種別、程度を問わず、自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図る「ノーマライゼーション」の理念と、地域の社会資源を最大限に活用し、支援体制の整備を進め、地域生活への移行や就労支援を適切に行うことで、個人の尊厳の確保を目指す「リハビリテーション」の理念に基づき、また、すべての市民が障害及び障害のある人に対する理解を深め、共感を持つことで

「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現」

を目指すことを基本理念に据えて、第2次計画を策定することとします。

平成18年4月から施行された「障害者自立支援法」は、支援費制度において問題とされていたサービスの提供が障害種別ごとに縦割りで、施設事業体系がわかりにくく使いに

くいことや、地方自治体間によって差が大きいこと、財源の確保が困難であることなどの課題を解決するとともに、障害のある人が利用できるサービスを充実することにより、障害のある人に必要な支援を適切に行えるようになりました。

主な点として

- ・ 障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編³すること
- ・ 障害のある人に身近な市町村が責任をもって一元的にサービスの提供を行うこと
- ・ サービスを利用する人も利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実すること
- ・ 就労支援を抜本的に強化すること
- ・ 支給決定の仕組みを透明化・明確化すること

このように、障害のある人の自立を支援する仕組みを整備し、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

しかしながら、障害のある人が地域の中で安心して暮らしていくためには、まださまざまな「障壁」があります。障害は、個人の事情によるものではありません。むしろ社会一般の見方や考え方など障害のある人を取り巻く社会的な偏見を取り除く必要があります。

障害のある人の生活の場が自ら選択した地域へと移行し、自らの生活を自分らしく生きていくためには、障害のある人の社会参加を困難にしているさまざまな障壁を取り除く「社会のバリアフリー化」に努める必要があります。

「社会のバリアフリー化」を推進していくためには、障害のある人自身の活動も大切ですが、そこにかかわるすべての市民が、障害に対する理解を深め共感し、お互いの立場を尊重し合い、支え合うことが大切です。本計画は、こうした市民の理解のもとに、「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現」を目指すことを基本理念に据えて、施策の推進を図ります。

3 「障害者自立支援法」では3種類に分かれていた施設体系を、各サービスの機能や目的に着目し、6つの事業に再編しました。また、地域生活支援や就労支援のための事業や、重度の障害者を対象としたサービスが創設されました。併せて、日中活動と住まいの場を分けることにより、サービスを組み合わせる選択できるようになりました。

4 計画の性格

この計画は、市が障害のある人のための施策を実施するに当たっての、施策の方向を示すものです。また、市民や市民団体が障害のある人を支援していくうえでの指針となることを期待するものです。

この計画は、国の「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」並びに「千葉県

「障害者施策新長期計画」を基本として策定された第1次計画（改訂版）を、国の「障害者基本計画」（平成15年度～24年度）の10か年計画のうち、平成24年度までの「後期重点施策実施5か年計画」及び「第四次千葉県障害者計画」との整合性を図ったうえで、本市の障害のある人の状況などを踏まえて見直しを行い、第2次計画として策定するものです。

この計画は、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の体制の確保を目的とし、就労の促進や社会参加の促進、自立支援の充実などを図るため、サービスの見込み量を定めた「船橋市障害福祉計画」の上位計画に位置づけられています。

この計画は、市のほかの計画との整合性を図りながら策定されています。併せて、今後市が各種計画を策定するに当たっての理念と目標を示しています。

5 計画の期間

平成20年度から平成26年度までの7か年計画とします。

これは、「船橋市障害福祉計画」との期間の整合性を図り、将来的には両計画の統合を検討することも考慮したものです。

なお、今後の社会情勢や障害のある人を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

6 計画の対象

本計画では、「障害者基本法」第2条に規定されている身体障害、知的障害、精神障害に加え、発達障害、高次脳機能障害、そして難病等によって継続的に日常生活又は社会生活に支障のある人を対象としています。

7 施策の重点課題

（1）すべての市民への障害及び障害のある人への理解の浸透

「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会」を実現するためには、すべての市民が障害及び障害のある人に関する理解を深め、共感を持つことで、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、共に生きる社会を築いていく必要があります。

そのため、啓発広報の推進や福祉教育の充実、ボランティア活動への参加促進などにより、すべての市民に対し障害のある人への理解の浸透に努めることが大切です。

（2）地域生活の支援

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、地域の中で生活の質を向上させ、その人なりの自立した生活を送れるよう、支援基盤を整えることが必要です。

そのため、道路や建築物などのバリアフリー化はもちろんのこと、地域での居住の場である住居の確保、日常生活での自立に必要な相談支援や就労支援、また、在宅の人が日中活動を行う場の充実を図ることにより、障害のある人が地域社会において安心して

暮らせる環境づくりを行うことが大切です。

(3) 障害者施策に対する関係機関の有機的な連携による取り組みの推進

障害のある人に関する施策は、福祉、保健・医療、教育、就労、生活環境など幅広い分野にわたっています。

そのため、庁内の関係する各部門や地域自立支援協議会などの福祉機関のみならず、公共職業安定所や医療機関、特別支援学校などの関係機関と連携し、ネットワークを構築することで、施策の推進に努めることが大切です。

また、施策の推進に当たって、障害のある人への配慮が当たり前のこととしてなされるよう、関係機関すべてにおいて意識の浸透に努めることが大切です。

8 推進体制

(1) 市民との協働

必要に応じて障害のある人及び関係者の要望・意見を反映できる機会を設け、施策の実施に反映させるよう努めます。また、市民の自主的・主体的な取り組みを支援し、協働による施策の推進を図ります。

また、計画の円滑かつ効果的な推進のため、計画の進捗状況の把握、確認などの体制を整えることで、着実な計画の推進を図ります。

(2) 庁内推進体制の整備

障害者施策への取り組みに関して、庁内全体への意識の浸透・高揚を図るとともに、福祉部門と保健部門など庁内における関係部門相互の連携を深めるため、バリアフリー庁内連絡会議による計画の総合的な推進を図ります。

(3) 関係機関との連携

国・県など関係機関との連携を深めるとともに、適切な役割分担により、効果的な施策の推進を図ります。また、各種制度の充実や財源の確保などをこれらの機関に要請します。

広域的な対応が必要な施策の推進について、情報交換など周辺自治体と連携して取り組むことで、より効果的な施策の推進を図ります。

